令和４年度　熊本労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

資料№30

秘密厳守

相談・専門家派遣 無料

事業主、
労務担当者様

ぜひ

専門家にご相談ください！

（社会保険労務士等）

☑ 取組みはお済みですか？

- □ 残業６０時間超の賃金引き上げ　義務化（2023年4月）
- □ 育児・介護休業法改正　（2022年4月）
- □ パワーハラスメント防止措置　義務化（2022年4月）
- □ 同一労働同一賃金
- □ 時間外労働の上限規制
- □ 年5日の年次有給休暇の確実な取得

「**熊本働き方改革推進支援センター**」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和３年６月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

ご都合に合わせた相談方法が選べる！

① 企業訪問
② 電話・メール
③ センター来所

オンラインでのご相談にも対応可能

熊本働き方改革推進支援センター

☎TEL 0120-041-124

受付時間　平日9：00～17：00

住所 〒860-0025
熊本市中央区紺屋町2丁目8-1 熊本県遺族会館2-7

MAIL hk43@mb.langate.co.jp　**FAX** 096-355-3492

URL https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。　働き方改革　熊本　🔍検索

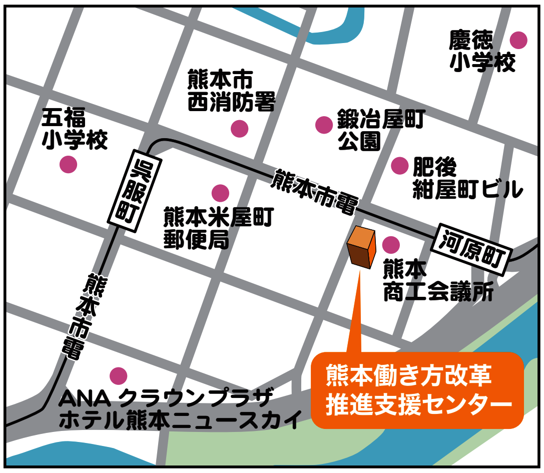
慶徳
小学校
熊本市
西消防署
五福
小学校
鍛冶屋町
公園
肥後
紺屋町ビル
呉服町
熊本市電
熊本米屋町
郵便局
河原町
熊本
商工会議所
熊本市電
ANA クラウンプラザ
ホテル熊本ニュースカイ
熊本働き方改革
推進支援センター

2022年4月～

- 育児・介護休業法における義務化
- パワーハラスメント防止措置の義務化
- 女性活躍促進法における義務化（労働者101人以上の事業主）

2019年 4月～

年次有給休暇の確実な取得

大企業　2019年 4月～
中小企業　2020年 4月～

時間外労働の上限規制

大企業　2020年 4月～
中小企業　2021年 4月～

同一労働同一賃金

個別訪問申込書

熊本働き方改革推進支援センター　　**FAX：096-355-3492**

事業場名			**ご担当者氏名**	
所在地	〒　　　-			
連絡先	**電話**		**E-MAIL**	
	FAX			
訪問希望日	・　令和　　年　　月　　日（　　） ・　令和　　年　　月　　日（　　） ・　令和　　年　　月　　日（　　）		□　**オンライン相談希望** ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。	
相談内容 ✓をお付け下さい	□　残業時間の上限規制 □　各種助成金の申請・活用 □　36 協定 □　同一労働・同一賃金（非正規労働者待遇改善） □　就業規則・賃金規定等の見直し □　テレワーク □　育児・介護制度の整備 □　年次有給休暇の取得義務付け □　その他【　　　　　　　　　　】		□　人手不足 □　最低賃金制度 □　無期転換制度 □　生産性向上への対応 □　賃金制度全般 □　職務分析・職務評価 □　高度プロフェッショナル制度	

【個人情報の取り扱いについて】
- ● 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- ● 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
  情報通信部 PMR 担当　E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- ● 取得した個人情報は、「令和 4 年度　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- ●当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業　専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- ● 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- ● 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である熊本労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について　□ 同意する　（チェックしてください）